

第1章 計画の策定にあたって

1 背景と目的

我が国では、21世紀を迎えた現在、平均寿命は世界でも最高水準となるとともに、少子高齢化が急速に進んでいます。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、国の老年人口の割合（*高齢化率）は、2010年の23.0%（国勢調査）から2013年には25.2%に達し、4人に1人が高齢者になると見込まれています。

本市の高齢化率は、2010年の21.2%から2015年には24.4%に達し、約4人に1人が高齢者となる見込みで、国よりも高齢化の進展は遅い状況ですが、確実に増加を続けていくことが予測されます。

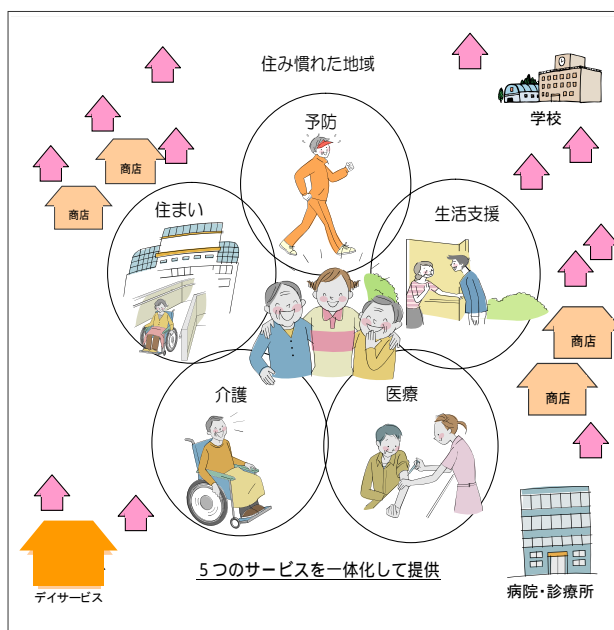
さらに、今後は、高度成長期の変動著しい時代を経験してきたいわゆる「*団塊の世代」が高齢者になることから、高齢者の価値観や考え方、生活スタイルは一層多様化すると考えられます。高齢者施策は、こうした高齢者像の変化に対応したものでなければなりません。

また、高齢化のピークを迎える時期までに、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、①

介護、②予防、③医療、④生活支援、⑤住まいの5つのサービスを一体化して提供していく「地域包括ケア」の実現に向けて、地域の実情に応じたサービス提供体制の充実が求められています。（図1-1）

本市では、1993年に「町田市高齢社会総合計画～みんなでつくる暮らしやすい・まちだ～」を定め、全ての市民が健康で安心して暮らしつづけることのできる「まちづくり」を進めてきました。その後、2000年4月からの介護保険制度の実施に伴い、「町田市高齢社会総合計画」は「介護保険事業計画」を含んだ計画となり、3年ごとに改定を重ねながら、高齢者福祉施策の目指すべき取り組みや介護保険事業の安定的な運営のための方策について定めてきました。

図1-1 地域包括ケアのイメージ



しかし、3年ごとに策定する介護保険事業計画に比べ、高齢者福祉施策は、高齢者人口の推計により、高齢者の見守り支援や認知症対策など継続的に取り組む課題が多いため、長期的な計画が必要です。

また、2012年度にスタートする市の基本計画（町田市基本計画「まちだ未来づくりプラン」、「新5カ年計画」）との整合性を図るため、高齢者福祉計画の計画期間を今回の改定より10年に変更します。

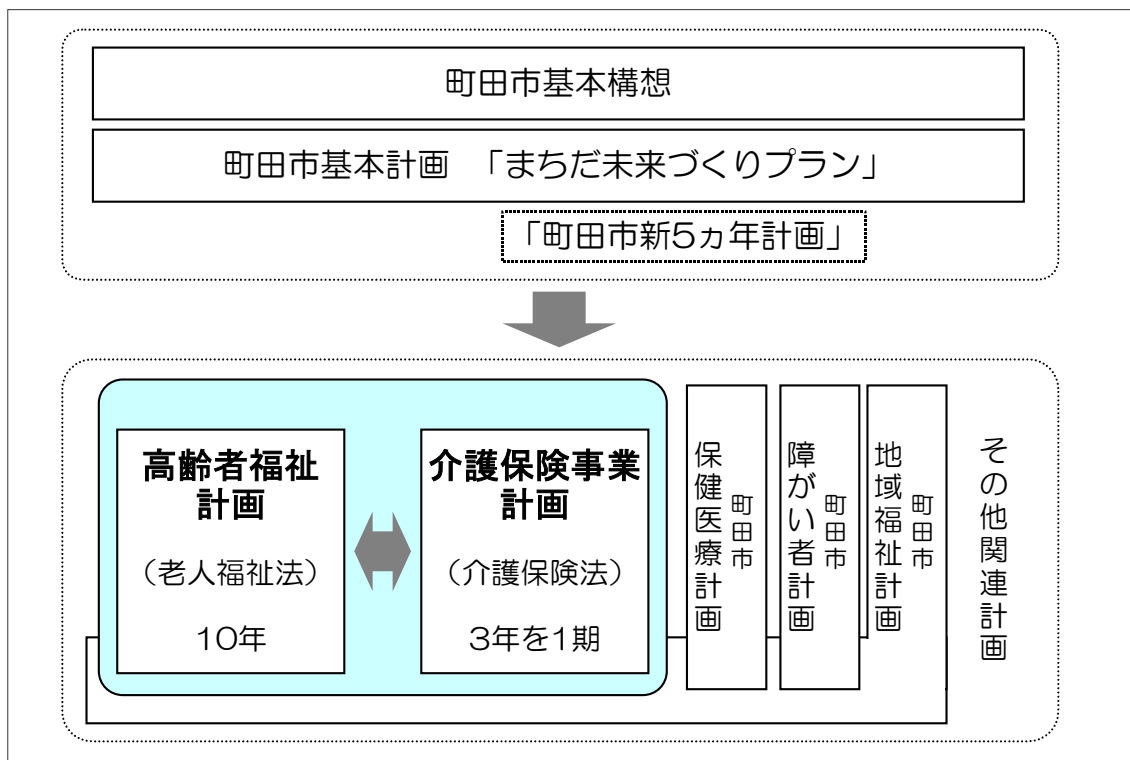
そのため、今回の改定から高齢者福祉計画と介護保険事業計画を分けて策定します。そして、高齢者福祉計画は、社会情勢の変化や高齢者をとりまく状況についての予測を通じて、10年後の町田市の高齢者福祉施策の方向性を示すものです。

2 計画の位置づけ及び性格

町田市高齢者福祉計画（以下、「本計画」という。）は、町田市基本構想、町田市基本計画「まちだ未来づくりプラン」・「新5カ年計画」を基本とし、「まちだ未来づくりプラン」の基本目標（安心して生活できるまちをつくる）の実現を目指して策定する個別計画です。

なお本計画は、老人福祉法第20条の8に基づき、市町村老人福祉計画として、別に定める介護保険法第117条第1項に規定する「介護保険事業計画」と一体的に策定するものです。

図1-2 計画の位置づけ



(4) *パブリック・コメント

計画素案に対して、市民から幅広い意見を聴取するために、2011年10月11日から2011年11月11日までパブリック・コメントを実施しました。

(5) 市民説明会

計画素案の内容について、市民へ説明を行うため、2011年11月23日に市民説明会を実施しました。

図1-4 計画の策定体制

